

事前協議対象課一覽

部署名	内 線	場 所	対 象	チェック 欄
都市整備部 道路公園課	2547/2548	5階北	・全て	
環境下水道部 下水道管理課	2578/2579	5階南	・全て	
環境下水道部 環境対策課	2332/2333	6階北	・(通常処理)全て ・(簡素処理)敷地500㎡以上	
環境下水道部 廃棄物対策課	2322		・全て	
市民生活部 地域振興課	2253	5階南	・店舗面積 100㎡以上	
市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課	2293/2295		・埋蔵文化財包蔵地内 ・建築面積 2000㎡以上	
企画財政部 企画課	2063/2064	4階北	・開発区域面積 10000㎡以上 ・計画戸数 350戸以上	
教育委員会 総務課	2622/2623	6階北	・戸数100戸以上の共同住宅 ・戸数20戸以上の一戸建分譲住宅 ・申請延べ面積500㎡以上等	
健康福祉部 高齢介護課	2412/2416	3階北	・グループホーム※高齢者用の場合 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・有料老人ホーム	
健康福祉部 障害福祉課	2393/2394	3階南	・グループホーム※障害者用の場合	
こども部 こども施設課	2449/2450	3階北	・幼稚園・保育所・認定こども園 ・認可外保育施設・小規模保育所	
都市整備部住宅まちづくり課	06-6992-1736		合計	課

+

正本1部・副本一部

別途協議一覽

都市整備部 道路公園課	2533	5階北	※植栽計画について ・敷地面積が300㎡以上 ・要綱協議前に手続き
水道局 お客様センター	(06)6991 -6772	水道局	・通常処理の場合全て (建設計画協議書提出までに 協議を済ましておくこと。)
守口消防署 警防係	(06)6993 -0119		・都市計画法等許可物件は全て・高さ12m以上 ・敷地面積 1000㎡以上 (建設計画協議書提出までに協議を済ましておく こと。)
総務部 課税課	2163	2階南	・(事業所税)店舗・事務所 延床面積 800㎡以上
都市整備部 都市・交通計画課	2495	5階北	・密集事業・景観形成地域・地区計画区域 ・守口市立地適正化計画に基づく届出制度 都市機能誘導区域外において誘導施設を有す る建築物に係る開発行為、建築行為を行う場合、 届出が必要となる場合があります。詳しくは都市・ 交通計画課にお問い合わせください。